

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	福岡財務支局長
【提出日】	平成29年 6月27日
【会社名】	株式会社力の源ホールディングス
【英訳名】	CHIKARANOMOTO HOLDINGS Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長兼COO 清宮 利之
【本店の所在の場所】	福岡市中央区大名一丁目14番45号
【電話番号】	092-762-4445 (代表)
【事務連絡者氏名】	常務取締役CFO 粕谷進一
【最寄りの連絡場所】	福岡市中央区大名一丁目14番45号
【電話番号】	092-762-4445 (代表)
【事務連絡者氏名】	常務取締役CFO 粕谷進一
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社力の源ホールディングス 東京支社 (東京都中央区銀座五丁目13番16号)

1【提出理由】

平成29年6月26日開催の当社第32回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融証券取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものです。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日
平成29年6月26日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 定款一部変更の件

- (1) 持続的な企業価値の向上を実現するため、コーポレート・ガバナンスの充実に向けた継続的な取り組みの重要性が高まる中、委員の過半数が社外取締役で構成される監査等委員会が、取締役の業務執行の適法性、妥当性の監査・監督を担うことで、より透明性の高い経営を実現し、国内外のステークホルダーの期待により的確に応えうる体制の構築を目的として、監査等委員会設置会社に移行するため、監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設並びに監査役会及び監査役に関する規定の削除等、所要の変更を行う。
- (2) 上記の変更に伴い、条数の整備等の所要の変更を行う。

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）として、河原成美、清宮俊之、粕谷進一、原田善治、松田大作、杉内信夫、金子和斗志の7氏を選任する。なお、杉内信夫、金子和斗志の両氏は社外取締役であります。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役として、鈴木康義、辻哲哉、田鍋晋二の3氏を選任する。なお、辻哲哉、田鍋晋二の両氏は社外取締役であります。

第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

補欠の監査等委員である取締役として、渡邊英城氏を選任する。

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を年額330百万円以内（うち社外取締役分は30百万円以内）とする。

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

監査等委員である取締役の報酬額を年額50百万円以内とする。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果及び賛成割合(%)
第1号議案 定款一部変更の件	101,446	37	-	(注)1	可決 99.70
第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)7名選任の件					
河原 成美	101,439	44	-		可決 99.70
清宮 俊之	101,437	46	-		可決 99.70
粕谷 進一	101,439	44	-	(注)2	可決 99.70
原田 善治	101,439	44	-		可決 99.70
松田 大作	101,438	45	-		可決 99.70
杉内 信夫	101,244	239	-		可決 99.51
金子 和斗志	101,436	47	-		可決 99.70
第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件					
鈴木 康義	101,439	44	-	(注)2	可決 99.70
辻 哲哉	101,440	43	-		可決 99.70
田鍋 晋二	101,439	44	-		可決 99.70
第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件	101,440	43	-	(注)2	可決 99.70
第5号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額設定の件	101,404	79	-	(注)3	可決 99.70
第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件	101,398	85	-	(注)3	可決 99.70

- (注) 1. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。
 2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。
 3. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分および当日出席した株主の一部の議決権行使結果により、各議案の可決要件を満たし会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日に出席した株主のうち、賛成、反対および棄権の確認ができていない議決権数は加算していません。

以上